

令和7年度白鷹町空き家利活用支援交付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、空き家となっている建物の利活用や移住・定住の促進を図るため、白鷹町空き家対策ネットワーク協議会が行う空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）で売買又は賃貸があった町外からの転入者に対し交付金を交付するもの。

(交付の対象)

第2条 交付の対象となる空き家は、空き家バンクに登録された空き家とする。

- 2 交付の対象となる者は、空き家バンク物件を売買及び賃貸し本町に移住した者で、当該空き家に5年以上定住の意思のある者とする。
- 3 転入後2年以内に空き家バンクに登録された空き家を売買した場合も対象とする。ただし、当該空き家に交付金の申請を行った日から5年以上定住の意思のある者に限る。

(交付の内容)

第3条 町長は、売買成約者に対し500,000円を、賃貸成約者に対し50,000円を限度とする額を交付するものとする。ただし、前条第3項に該当する者で、すでに同交付を受けている場合はその額を差し引いた額を交付するものとする。

- 2 売買金額が500,000円未満の場合は売買金額を交付の限度額とし、売買金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 売買成約者の中で、同時に転入する世帯員に売買成約時点で15歳以下である者が1人以上(出産予定も含む)いる世帯に対し、2人まで100,000円、1人増すごとに50,000円を子育て世帯加算金として加えて交付する。ただし、前条第3項に該当する場合は、同項による交付申請を行った時点における子育て世帯加算とする。
- 4 交付金の交付は、1世帯に対して1回限りとする。ただし、前条第3項に該当する場合はこの限りではない。

(交付の申請期間)

第4条 補助金の交付申請を行うことができる期間は、空き家の売買契約もしくは賃貸契約を締結した当該年度の3月末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日まで売買契約もしくは賃貸契約を締結し、第2条に該当する者で、これまでに本交付金の交付を受けていない者について、交付申請を行うことができる期間は、令和8年3月31日までとする。

(交付申請)

第5条 第2条第2項及び第3項に定める交付対象者は、白鷹町空き家利活用支援交付金交付申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 売買の場合は、売買契約書の写し又は登記簿を証する書面の写し
- (2) 賃貸の場合は契約書の写し
- (3) 転入後の住民票の写し
- (4) 空き家バンク登録証明書(様式第2号)

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査し、交付を決定したときは、白鷹町空き家利活用支援交付金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、口座振込の方法により交付金を交付する。

(交付金の返還)

第7条 町長は、交付金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の全部もしくは一部の返還を命ずるものとする。ただし、災害や病気等のやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 指示事項に違反したとき。
- (3) 第2条第2項の規程により交付の対象とされた者が、申請日から3年未満に本町を転出した場合は交付した金額の全部を、3年以上5年未満に本町を転出した場合は交付した金額の半額の返還を請求することとする。ただし、第2条第3項の規定による場合は、同項の申請日から改めて適用するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。